

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>指 摘 事 項</p> <p>ア リスクの評価と対応関連</p> <p>(7) 全庁に共通するリスク対策の周知について</p> <p>現在のリスク管理は、部局コンプライアンス推進委員会へリスク管理シートの提出を義務付け、部局コンプライアンス推進委員会で内容を点検、評価したものを所属へフィードバックするまでにとどまっており、別の部局のコンプライアンス推進委員会で検討された結果を知らされることはない。実施通知によりリスク管理の手順は同じとなっても、個々の部局コンプライアンス推進委員会において全庁共通のリスク対策に差が生じる恐れもある。</p> <p>全庁に共通するリスク対策については、全市的に管理シートをまとめた情報を所属へフィードバックして、周知する仕組みを新たに付加すべきである。</p>	<p>全市に共通するリスク対策の各所属への周知については、複数の部署や業務に共通と思われるリスク毎の対策例をまとめた「全市共通リスク一覧」を策定し、平成 30 年度のコンプライアンスに係る職場研修実施時に各部署へ周知する予定としている。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 内部統制上のルールの妥当性関連</p> <p>(1) 副市長以下専決規程について</p> <p>副市長以下専決規程については、平成 26 年 4 月に副市長の専決権の拡充など一部見直しが施行された。その他の項目についても現在見直しが進められている。</p> <p>監査委員が他部局に対して実施した平成 27 年度財務定期監査においても、該当するものがないため、副市長以下専決規程別表第 2「市長が指定するもの 災害応急に関するもの」にあてはめて処理をしていた事例、「市長が指定するもの 1,000 万円を超えるもの」の決裁区分がないため、局長決裁で処理をしていた事例、金額の制限なく課長で調達できるというガス使用料の規程を適用して、プロパンガスの調達をしていた事例、「物品の売却又は廃棄 契約 課長 2 万円以下」「物品の売却又は廃棄 契約 局長 5 万円以下」と権限金額が低く設定されているため、古紙売却などの予定価格と適合していなかつ</p>	<p>副市長以下専決規程の適切な運用がなされるようにするため、平成 29 年 12 月に「副市長以下専決規程の手引き」を策定し、周知を図ったところである。</p> <p>また、副市長以下専決規程の改正については、関係部署と協議しながら順次実施しており、指摘内容については、平成 29 年 3 月末、平成 30 年 3 月末に改正を実施し、今後も必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>た事例， 構造計算適合性判断業務は専門的な知識により実施され，仕様にすべてを記入できるものではないため競争入札になじまず，また，市が実施しようとしてもできない契約なので委託契約ではないとして副市長以下専決規程別表第2「その他契約事務 その他」を適用して局長専決で契約を締結していた事例，が認められている。</p> <p>平成 27 年度以外にも， 諸集会又は諸行事開催の施行決議だけで，個々の案件につき決議なく調達していた事例， 区長の権限に属する事務の専決規程には副市長以下専決規程の「市長の指定するもの」のような規定がないにもかかわらず，公用車のガソリンの供給について課長決裁で支出負担行為の増額を行っていた事例，があった。</p> <p>また， 「調達（物件，労力その他）の契約市長が指定するもの」に定められていないが，同じような性質を持つ定例支出については副市長以下専決規程に決裁区分がないものがある。「市長が指定するもの」の 1,000 万円を超える区分がない。新たな専決調達事務処理に関するマニュアルにおいては定例支出を適用外とされている。 建物撤去・ネットフェンス設置等の跡地保全工事については 300 万円まで特定局長の決裁で支出が可能となっている。</p> <p>専決規程の文言の明確化や時代に合った金額の設定を行い，事務処理の適正化に努めるべきである。</p>		